

福岡地域中小企業支援協議会 構成機関の長 殿

福岡県商工部福岡中小企業振興事務所長

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」  
に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

各位におかれましては、関係機関等への周知等、ご配慮いただきますようお願いいたします。

<主な変更内容>

1 新型コロナウイルス陽性者の療養期間等が変更

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除可能。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から解除可能（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除可能。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2 陽性者の療養期間中の外出自粛について

療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

3 適用日

令和4年9月7日（水）

<添付資料>

- ・令和4年9月7日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」
- ・令和3年2月25日 厚生労働省健康局結核感染症課長通知  
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」

福岡県商工部福岡中小企業振興事務所  
電話番号 : 092-622-1040